

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税1) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税3)
		② 上記以外の税目	事業所税:外
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和62年法律第62号)第4条第1項第1号に規定する共同参加業務(予算上は共同型都市再構築業務)によって民間都市開発推進機構(以下「民都機構」という。)が得る収益は、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条によって収益事業の対象外とされている。 《要望の内容》 都市緑地法等の一部を改正する法律(令和6年法律第40号)による改正後の都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の特例規定(第71条の2)に基づき、都市の脱炭素化に資する設備の整備費用を支援対象に追加して行う共同参加業務について、民都機構の収益事業の範囲から除外する。 《関係条項》 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第13号 法人税法施行令第5条第1項第2号ホ、同項第5号ト 地方税法(昭和25年法律第226号)第24条第5項、同条第9項、第72条の5第2項、第701条の34第2項・第7項 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条の4、第15条、第56条の22
5	担当部局		国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和7年度～令和11年度
7	創設年度及び改正経緯		新規
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 気候変動への対応等が課題となっている中、民間都市開発事業における緑の創出や再生可能エネルギーの導入等を推進し、都市の脱炭素化を図る。 《政策目的の根拠》 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)や国土形成計画(全国計画)(令和5年7月28日閣議決定)にも掲げられているとおり、地球的、国家的規模の課題である気候変動対策等の社会的要請に対応し、都市の脱炭素化を促進するためには、民間都市開発事業における緑の創出や再生可能エネルギーの導入等

			に対する支援を強化する必要がある。 このため、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 40 号）において、都市の脱炭素化の促進に資する都市開発事業を認定する「脱炭素都市再生整備事業の大臣認定制度」が創設され、当該大臣認定を受けた事業に対しては、民都機構から共同参加業務による支援が可能となり、当該共同参加業務の支援限度額の算定対象に、従来の公共施設等の整備に要する費用に加え、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用を追加する拡充を実施することとしている。 <政府方針> 【経済財政運営と改革の基本方針 2024】（令和6年6月 21 日閣議決定） 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～質上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (2) GX・エネルギー安全保障 ・まちづくりGXを含むインフラ、カーボンニュートラルポート、建築物 52 に加え、燃料電池鉄道車両、ゼロエミッション船、次世代航空機などモビリティ関連分野の脱炭素化を進める。 【経済財政運営と改革の基本方針 2023】（令和5年6月 16 日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (2) グリーントランスフォーメーション（GX） ・まちづくりGXを含むインフラの脱炭素化を更に進めるとともに、森林吸収源対策等を加速する。 【国土形成計画（全国計画）】（令和5年7月 28 日閣議決定） 第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策 第3節 地球温暖化の緩和と適応に向けた取組など、地球環境問題への対応 （温室効果ガス排出量の削減） 以下の取組を進める。 ・カーボンニュートラルに向けた都市・地域づくりを推進していくため、コンパクト＋ネットワークの推進や「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり等と併せて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等のまちづくりのグリーン化の取組を推進
	②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅲ 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標 23 都市緑化等による温室効果ガス吸収量
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市緑化等による温室効果ガス吸収量 約 124 万 t—CO₂/年（平成 30 年度） ⇒約 124 万 t—CO₂/年（令和 12 年度）（約 123 万 t—CO₂/年（令和 11 年度）

			※都市の脱炭素化を図るために、本特例措置を拡充するが、都市活動においては多種多様な CO2 排出源があり、その中で都市開発事業に係る CO2 排出量のみを特定し、抜き出すことが困難なことから、本特例措置による達成目標は設定しないこととする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今般の法改正により、脱炭素都市再生整備事業の大臣認定を受けた事業に対して民都機構が共同参加業務による支援が可能となり、当該共同参加業務の支援限度額の算定基準には、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用を追加することとなった。 本特例措置を拡充することにより、脱炭素都市再生整備事業に対し民都機構の共同参加業務による低利な支援が可能となり、都市の脱炭素化の促進を図ることができる。																						
10	有効性等	① 適用数	<table><tr><td>年度</td><td>R7 推計</td><td>R8 推計</td><td>R9 推計</td><td>R10 推計</td><td>R11 推計</td></tr><tr><td>件数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table> ※民都機構のみが適用。	年度	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	件数	1	1	1	1	1										
		年度	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計																		
		件数	1	1	1	1	1																		
② 適用額	【新設部分に係る適用額】 <table><tr><td>年度</td><td>R7 推計</td><td>R8 推計</td><td>R9 推計</td><td>R10 推計</td><td>R11 推計</td></tr><tr><td>適用額</td><td>4.8</td><td>9.6</td><td>14.4</td><td>19.2</td><td>24</td></tr></table> ※適用額については、当該業務に係る税前収益。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における報告対象ではないため、民都機構の適用見込みより推計した。	年度	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	適用額	4.8	9.6	14.4	19.2	24												
年度	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計																				
適用額	4.8	9.6	14.4	19.2	24																				
③ 減収額	【新設部分に係る減収額】 (単位: 百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R7 推計</td><td>R8 推計</td><td>R9 推計</td><td>R10 推計</td><td>R11 推計</td></tr><tr><td>法人税</td><td>1.1</td><td>2.2</td><td>3.3</td><td>4.5</td><td>5.6</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.3</td><td>0.4</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>0.4</td><td>0.9</td><td>1.4</td><td>1.8</td><td>2.3</td></tr></table> ※適用額に税率を乗じることで、減収額を推計。 【法人税】 減収額＝適用額×税率(23.2%) 【法人住民税】 減収額＝法人税減収額×税率(7%) 【法人事業税】 減収額＝法人事業税(収入割)減収額＋特別法人事業税減収額 ＋法人事業税(付加価値割)減収額 法人事業税(収入割)減収額＝適用額×税率(7%) 特別法人事業税減収額＝法人事業税(収入割)減収額 ×税率(37%) 法人事業税(付加価値割)減収額＝適用額×税率(0%)	年度	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	法人税	1.1	2.2	3.3	4.5	5.6	法人住民税	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	法人事業税	0.4	0.9	1.4	1.8	2.3
年度	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計																				
法人税	1.1	2.2	3.3	4.5	5.6																				
法人住民税	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4																				
法人事業税	0.4	0.9	1.4	1.8	2.3																				

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 都市緑化等による温室効果ガス吸収量の実績及び見込みは下記の通り。 (万t-CO2) <table><tr><td>年度</td><td>R2 実績</td><td>R3 実績</td><td>R4 実績</td><td>R5 見込</td><td>R6 見込</td></tr><tr><td>排出削減量</td><td>128</td><td>155</td><td>147</td><td>121</td><td>121</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>R7 見込</td><td>R8 見込</td><td>R9 見込</td><td>R10 見込</td><td>R11 見込</td></tr><tr><td>排出削減量</td><td>122</td><td>122</td><td>123</td><td>123</td><td>123</td></tr></table> ※出典 「2022 年度における地球温暖化対策計画の進捗状況(案)」 「地球温暖化対策計画(令和3年 10 月 22 日閣議決定)」 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置を拡充することにより、脱炭素都市再生整備事業に対し民都機構の共同参加業務による低利な支援が可能となり、都市の脱炭素化の促進を図ることができる。	年度	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	排出削減量	128	155	147	121	121	年度	R7 見込	R8 見込	R9 見込	R10 見込	R11 見込	排出削減量	122	122	123	123	123
年度	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込																						
排出削減量	128	155	147	121	121																						
年度	R7 見込	R8 見込	R9 見込	R10 見込	R11 見込																						
排出削減量	122	122	123	123	123																						
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により一定の税収減が見込まれるが、一方、共同参加業務の支援対象は、収益を目的とせず公益性の高い、都市の脱炭素化に資する設備であり、このような設備の整備を支援することで、都市の脱炭素化の促進が図られることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。																								
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第1号に規定する共同参加業務によって民都機構が得る収益は、共同参加業務の高い公益性に鑑み、民都機構設立時より他の公益的事業と同様に、法人税法施行令第5条によって収益事業の対象外とされている。 今般の法改正により民都機構が新たに行う共同参加業務についても従来の共同参加業務同様高い公益性を有するため、収益事業の対象外とするという租税特別措置を講ずることが妥当と考えられる。																								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。																								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、地域における優良な民間都市開発事業の中でも、特に公益性の高いものに限って金融支援を実施する事業に関するものであり、地方税に係る特例を講ずることを通じて地方公共団体が協力する相当性が認められる。																								
12	有識者の見解		—																								
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—																								